

「高校教育改革推進支援」業務委託に係る
企画提案募集要項

1 趣旨

文部科学省が示す高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）の考え方を踏まえ、千葉県における高校教育改革を効果的に推進することを目的とする。

本業務では、改革先導拠点への伴走支援を行うことで各校の協議体の設計・持続可能な体制構築を図るとともに、その後の改革先導拠点の取組・成果の普及体制の構築を通じて、県全体の高校教育改革の実現を図る。

本要項は、高校教育改革を効果的かつ効率的に推進するため、その企画・運營業務の委託先となる事業者の募集に関する事項を定める。

2 業務名

「高校教育改革推進支援」業務委託

3 業務の実施方法

企画提案を募り、選考を経て1企業・団体を決定し、業務を委託する。

4 応募資格

応募者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書等の提出の日において、千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者ではないこと。

5 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 業務の委託金額

5,200千円以内（消費税及び地方消費税込）とする。

7 業務内容

『高校教育改革推進支援』業務委託仕様書」のとおり。

8 参加手続き

(1) 質問書の提出及び回答

本件に関する質問については、下記のとおり受け付ける。ただし、応募の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。

ア 受付期間 7月29日（水）午後5時到着分まで

イ 受付方法 電子メールによる

ウ 送付先 千葉県教育庁 企画管理部教育政策課 高校改革推進室
「高校教育改革推進支援業務委託」担当宛

E-mail : kyseisaku6★mz.pref.chiba.lg.jp

（★を@に変更し、送信してください）

件名は「高校教育改革推進支援」業務委託質問事項とし、本文には会社名、担当者名及び連絡先を必ず記載すること。

エ 回答方法 8月4日（火）を目途にホームページに掲載する。

(2) 応募申請書の提出

本業務委託の企画提案に参加しようとする者は、別紙「応募申請書」を以下に示す期限までに電子メールにより提出すること。

ア 提出期限 令和8年8月6日（木）午後5時（必着）

イ 提出先 千葉県教育庁企画管理部 教育政策課 高校改革推進室
「高校教育改革推進支援業務委託」担当宛

kyseisaku6★mz.pref.chiba.lg.jp

（★を@に変更し、送信してください）

(3) 企画提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする場合は、企画提案書等関係書類を以下のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和8年8月10日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法

ちば電子申請サービスにより、電子データ（PDF形式）を提出。

電子データでの提出が困難な場合、郵送等も可とする。

ウ 提出部数

正本１部（ただし、郵送の場合は、正本１部、副本８部とする）

エ 提出書類

以下に示す提出書類一式を期限内に以下のとおり提出すること。

(ア) 企画提案書（様式第１号）

(イ) 企画提案説明書（Ａ４版様式任意）

以下について記載すること。

- ・提案の基本的な考え方
- ・事業実施に係る人員体制
- ・情報セキュリティ体制
- ・スケジュール
- ・事業内容
- ・類似業務（学校の魅力化支援、地域活性化支援 等）の受託実績

※応募者名及び団体名は、企画提案説明書内に記載しないこと。

※各項目のページ配分は任意だが、Ａ４サイズ２０頁以内(表紙含む)とすること。指定頁数を超える部分については審査対象外とする。

(ウ) 業務委託見積書（様式第２号）

・所在地（主たる事務所の所在地）、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

・内訳が分かるように項目ごとに積算額及び積算根拠を記載すること

(エ) 企業（団体）概要（様式第３号）

契約受注実績については、県教育委員会からの受注業務に限定しないこととし、概ね３年以内のもので３件以内とすること。

(オ) 再委託予定調書（様式第４号）※該当のある場合のみ提出すること。

(カ) 企画提案書の非開示願（様式第５号）※該当のある場合のみ提出すること。

９ 審査・選定方法

(１) 選定に当たっては、「『高校教育改革推進支援』業務委託に係る業者選定委員会 選定要領」に基づき業者選定委員会を実施する。

(２) 応募者が４者以上の場合は、業者選定委員会の前に１次審査として、事務局による書類審査を行い、３者を選出し、その３者が次の（３）のプレゼンテーションを行う。

(３) プレゼンテーション等は、８月下旬に実施する。実施場所、日時等については、企画提案者に別途通知する。

(４) 審査基準

審査に当たっては、おおむね以下の基準により総合的に評価する。

審査基準	観点
業務内容の理解	業務の目的、仕様書の内容を十分に理解した企画提案内容となっているか。
企画提案内容	国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」の内容、本県の教育環境を取り巻く課題やこれまでの取組等を理解し、業務内容を提案しているか。
	改革先導拠点の取組内容を県内の各高校へ普及するための提案がなされているか。
	提案の内容に独自の視点、新規性がみられるか。
業務遂行能力	必要な人員を確保し、本業務を効率的に実施できる体制が提案されているか。
	業務員の実績から、業務を円滑かつ効果的に実施できる技術やノウハウを有していると認められるか。
	事業を円滑かつ確実に実施できるスケジュールとなっているか。
経費の妥当性	提案内容に対して適正な積算であるか。 費用対効果に十分配慮した経費となっているか。

（５）業者選定委員会からの最優秀提案者の報告に基づき、千葉県教育委員会が受託候補者を決定する。

（６）選定結果については、応募者に電子メールにて通知するとともに、県ホームページにて公表する。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

- （１）所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- （２）本件に対して、二つ以上の提案をしたとき。
- （３）本件に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- （４）本件に対して、二人以上の代理人を指定したとき。
- （５）提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
- （６）その他、提示した事項及び本件に関する条件に違反したとき。

11 委託契約

（１）契約手続

ア 本業務の仕様は、受託候補者からの提出書類等を基に確定する。ただし、本業務の目的達成のために必要と認められるときは、委託者と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更する場合がある。

イ 委託者は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）に定める契約手続により、確定した仕様に基づいた見積書を受託候補者から徴し、県が定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

（2）主な留意事項

ア 委託者が業務を継続することが適当でないと認めるときは契約を解除する場合がある。

イ 採用された提案書の内容については、必要に応じて内容の一部を変更及び修正する場合がある。

ウ 業務委託仕様書は、提案された企画内容をもとに委託者が作成する。

エ 契約に当たっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2）第99条の規定により、受託者は契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

オ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると委託者が判断した場合は認めるものとし、事前に委託者に書面で協議し、承諾を得るものとする。

カ 委託料の支払いは精算払とする。

キ 委託料には、事業終了後の完了報告書の作成及び成果品の納品を含む。

ク 本業務の委託料によって備品等の財産を取得することは認めない。

ケ 受託者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏洩することは認めない。

コ 受託者は、委託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。さらに、委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

サ 受託者は、契約時に電子契約サービスを選択することができる。

12 プロポーザルに係る日程（あくまで予定であり、変更となる場合がある）

内 容	日 程
公募開始	令和8年7月17日（金）
質問の提出期限	令和8年7月29日（水）午後5時
質問への回答	令和8年8月 4日（火）
応募申請書の提出期限	令和8年8月 6日（木）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和8年8月10日（月）午後5時
選考審査委員会	令和8年8月下旬（予定）
受託候補者の決定通知	令和8年8月下旬 以降、契約締結

13 問い合わせ・応募先

千葉県教育庁企画管理部教育政策課高校改革推進室

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1

電 話：０４３－２２３－４０１９

E-mail：kyseisaku6★mz.pref.chiba.lg.jp

(★を@に変更し、送信してください)

14 その他

(１) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(２) 提出された書類等は、返却しない。

(３) 提出された書類等は、必要に応じて複写する。

また、事前に業者選定委員会委員に送付し、業者選定委員会終了後は破棄するよう依頼する。

(４) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例に基づき開示することがある。

(５) 企画提案に要する経費は、全て提出者の負担とする。

(６) 企画提案書等提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第６号）を提出するものとする。

(７) 最終的な委託内容の詳細については、選定後、委託契約締結までの間に千葉県教育委員会と協議して決定する。